二　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

2　前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない製品の基準）

第五条　令第三条の環境省令で定める基準は、製品に封入されているポリ塩化ビフェニルを含む油について、当該油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該油一キログラムにつき〇・三ミリグラム以下であることとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係るポリ塩化ビフェニルを含む油の検定方法）

第六条　令第四条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値）

第七条　令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

一　紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき五千ミリグラム
二　金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

2　前項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第八条　法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項には、次の事項を定めること。

イ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

ロ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出）

第九条　法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　事業場の名称及び所在地

（新設）

（新設）

（新設）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第四条　法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項には、次の事項を定めること。

イ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状

ロ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策

ハ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事項

ニ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

ホ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

（保管等の状況の届出）

第五条　法第八条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業場の名称及び所在地